

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>最良執行方針</b></p> <p>1. 対象となる有価証券</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（上場投資信託）及びREIT（不動産投資信託）等、金融商品取引法施行令第16条の6 <b>第1項第1号</b>に規定される「上場株券等」</p> <p>(2) フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>((1) 省略)</p> <p>(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）          当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。ただし、取扱有価証券のうち、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄について、お客様から売却注文をいただいた場合においては、当該注文を当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。          当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が一</p>	<p style="text-align: center;"><b>最良執行方針</b></p> <p>1. 対象となる有価証券</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（上場投資信託）及びREIT（不動産投資信託）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」</p> <p>(2) <u>グリーンシート銘柄及び</u>フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>((1) 省略)</p> <p>(2) 取扱有価証券（<u>グリーンシート銘柄及び</u>フェニックス銘柄）          当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。ただし、取扱有価証券のうち、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄について、お客様から売却注文をいただいた場合においては、当該注文を当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。</p>

<p>社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。</p> <p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）</p> <p>当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。ただし、取扱有価証券のうち、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄について、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。</p>	<p>当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が一社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります</p> <p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 取扱有価証券（<u>グリーンシート銘柄及び</u>フェニックス銘柄）</p> <p>当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。ただし、取扱有価証券のうち、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄について、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。</p>
---	---

<p>4. その他</p> <p>(1) 次に掲げる取引については、2に掲げる方法によらず、以下に記載した方法により執行いたします。</p> <p>① お客様から執行方法に関するご指示(当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等)があった取引…当該ご指示いただいた執行方法</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 取引約款等において執行方法を特定している取引…当該執行方法</p> <p>③ 単元未満株の取引…単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法</p> <p>((2) 省略)</p> <p><u>なお、最良執行義務は、価格のみならず、コスト、スピード、執行可能性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。従って、価格が結果として最良でなかった場合でも、そのみをもって必ずしも最良執行義務の違反となるものではありません。</u></p>	<p>4. その他</p> <p>(1) 次に掲げる取引については、2に掲げる方法によらず、以下に記載した方法により執行いたします。</p> <p>① お客様から執行方法に関するご指示(当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等)があった取引…当該ご指示いただいた執行方法</p> <p>② <u>投資一任契約等に基づく執行…当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法</u></p> <p>③ 取引約款等において執行方法を特定している取引…当該執行方法</p> <p>④ 単元未満株の取引…単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法</p> <p>((2) 省略)</p> <p>最良執行義務は、価格のみならず、<u>例えば、コスト、スピード、執行可能性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。従って、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。</u></p>
--	--

<p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成 19 年 9 月 30 日 制定 平成 20 年 12 月 1 日 改訂 平成 21 年 7 月 1 日 社名変更 平成 30 年 3 月 5 日 改訂 <u>平成 30 年 7 月 6 日 改訂</u></p>	<p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成 19 年 9 月 30 日制定 平成 20 年 12 月 1 日改訂 平成 21 年 7 月 1 日社名変更 平成 30 年 3 月 5 日改訂</p>
---	---

証券取引約款	証券取引約款
<p>(第1条～第27条 省略)</p> <p>第28条 (株券の入出庫)</p> <p>1. 当社が本取引によりお客様からお預かりする株券の入出庫の方法は、次の各号に定める通りとします。</p> <p>(1) 株券の入庫は、当社の取扱銘柄かつ機構同意銘柄である場合に限り、機構を利用した他の金融商品取引業者からの口座振替又は当社が定める方法により行うものとしてします。</p> <p>(2) 株券の出庫は、原則として、機構を利用した他の金融商品取引業者への口座振替により行うものとしてします。</p> <p>2. 出庫をご希望のお客様は、<u>「一般口座振替依頼書」又は「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」</u>を当社ホームページから取得し、必要事項をご記入のうえ、当社まで郵送してください。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 3 月 5 日 制定 平成 30 年 7 月 6 日 改訂</p>	<p>(第1条～第27条 省略)</p> <p>第28条 (株券の入出庫)</p> <p>1. 当社が本取引によりお客様からお預かりする株券の入出庫の方法は、次の各号に定める通りとします。</p> <p>(1) 株券の入庫は、当社の取扱銘柄かつ機構同意銘柄である場合に限り、機構を利用した他の金融商品取引業者からの口座振替又は当社が定める方法により行うものとしてします。</p> <p>(2) 株券の出庫は、原則として、機構を利用した他の金融商品取引業者への口座振替により行うものとしてします。</p> <p>2. 出庫をご希望のお客様は、<u>当社カスタマーサポートまでお電話にてご連絡ください。当社より、「口座振替依頼書」又は「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」を郵送させていただきます。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 3 月 5 日 制定</p>

信用取引口座約款	信用取引口座約款
<p>(第1条～第13条 省略)</p> <p>第14条 (新規建注文)</p> <p>1. 信用取引による新規建注文は、「<u>建玉可能額</u>」の範囲内で行うことができます。ただし、第8条及び第9条に定める上限を超えることとなる新規建注文は行えません。</p> <p>2. 「<u>建玉可能額</u>」は、取引ツールにて確認するものとします。</p> <p>3. 「<u>建玉可能額</u>」は、新規建玉に充当できる<u>額</u>のことで、<u>保証金の余力を基に計算します。</u></p> <p><u>＜保証金の余力計算＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入保証金&lt;最低必要保証金 の場合、「受入保証金－最低必要保証金」</li> <li>・ 受入保証金≥最低必要保証金 の場合、「受入保証金－必要保証金」</li> </ul> <p>なお、「必要保証金」とは、個々の建玉代金に保証金率(30%)を乗じた額となり、計算式は以下の通りです。ただし、建玉代金がない場合は必要保証金は0となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「必要保証金」= (建玉代金×30%+建玉代金(注文中)×30%+建玉代金(品受品渡)×30%)</li> </ul> <p>(以下、省略)</p>	<p>(第1条～第13条 省略)</p> <p>第14条 (新規建注文)</p> <p>1. 信用取引による新規建注文は、「<u>保証金余力</u>」の範囲内で行うことができます。ただし、第8条及び第9条に定める上限を超えることとなる新規建注文は行えません。</p> <p>2. 「<u>保証金余力</u>」は、取引ツールにて確認するものとします。</p> <p>3. 「<u>保証金余力</u>」は、新規建玉に充当できる<u>余裕額</u>のことで、<u>計算式は以下の通りです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入保証金&lt;最低必要保証金 の場合、「受入保証金－最低必要保証金」</li> <li>・ 受入保証金≥最低必要保証金 の場合、「受入保証金－必要保証金」</li> </ul> <p>なお、「必要保証金」とは、個々の建玉代金に保証金率(30%)を乗じた額となり、計算式は以下の通りです。ただし、建玉代金がない場合は必要保証金は0となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「必要保証金」= (建玉代金×30%+建玉代金(注文中)×30%+建玉代金(品受品渡)×30%)</li> </ul> <p>(以下、省略)</p>

<p>平成 30 年 3 月 5 日 制定 平成 30 年 3 月 31 日 改訂 <u>平成 30 年 7 月 6 日 改訂</u></p>	<p>平成 30 年 3 月 5 日 制定 平成 30 年 3 月 31 日 改訂</p>
---	---

## 非課税上場株式等管理に関する約款

(第1条～第4条 省略)

## 第5条 (非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。

- (1) 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合：購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合：非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円 ((2)により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額) を超えないもの

イ) 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する

## 非課税上場株式等管理に関する約款

(第1条～第4条 省略)

## 第5条 (非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。

- (1) 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合：購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合：非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの。

イ) 受入期間内に当社への買付けの委託(当該買付



<p><u>年の12月31日までの間</u>に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する上場株式等の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ) <u>他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定</u>を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定<u>をいいます。）</u>から租税特別措置法<u>施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき</u>移管がされる上場株式等（(2)に掲げるものを除きます。）</p> <p><u>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</u></p> <p><u>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13第11項</u>に規定する</p>	<p>けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う有価証券の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する上場株式等の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの。</p> <p>ロ) 非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定から租税特別措置法<u>その他の法令で定める手続により</u>移管がされる上場株式等</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13第10項</u>に規定する</p>
--	---

上場株式等	上場株式等
(第6条～第7条 省略)	(第6条～第7条 省略)
第8条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)	第8条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)
(第1項 省略)	(第1項 省略)
2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。	2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。
(1) <u>お客様から当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられるに課税管理勘定への移管</u>	(1) <u>第5条第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管 (ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限ります。)</u>
(2) <u>お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</u>	(2) <u>非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座 (他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいいます。) への移管 (特定口座への移管は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。)</u>
(3) <u>前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</u>	<u>(新設)</u>
(以下、省略)	(以下、省略)

<p>平成30年3月5日 制定 <u>平成30年7月6日 改訂</u></p>	<p>平成30年3月5日 制定</p>
---	---------------------

## 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

(第1条～第4条 省略)

## 第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

1. 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- (1) 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円 ((2)により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額) を超えないもの

- イ) 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得をし

## 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

(第1条～第4条 省略)

## 第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

1. 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- (1) 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円を超えないもの。

- イ) 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得をし

<p>た上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ) 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等 <u>（(2)に掲げるものを除きます。）</u></p> <p><b>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項の規定により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</b></p> <p><b>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等</b></p> <p>2. 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p>	<p>した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの。</p> <p>ロ) 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><b>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等。</b></p> <p>2. 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p>
---	--

<p>(1) 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第 1 号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等 <u>（(2)に掲げるものを除きます。）</u> で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円 <u>（(2)により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額）</u> を超えないもの。</p> <p>(2) <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定にかかる 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</u></p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 <u>11</u> 項各号に規定する上場株式等。</p> <p>(第 6 条 省略)</p> <p>第 7 条（課税未成年者口座等への移管）</p>	<p>(1) 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第 1 号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円を超えないもの。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 <u>10</u> 項各号に規定する上場株式等。</p> <p>(第 6 条 省略)</p> <p>第 7 条（課税未成年者口座等への移管）</p>
--	---

<p><u>(第1項 省略)</u></p> <p><u>2. 前項第1項イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1条ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。</u></p> <p><u>(1) お客様が当社に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</u></p> <p>(第8条 省略)</p> <p>第9条 (未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)</p> <p>1. お客様が支払いを受ける未成年口座内上場株式等の配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)及び上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金及び分配金(以下、「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法につ</p>	<p><u>(第1項 省略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(第8条 省略)</p> <p>第9条 (未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)</p> <p>1. お客様が支払いを受ける未成年口座内上場株式等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)及び上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金及び分配金(以下、「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について</p>
---	--

<p>いて「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する<u>必要があります。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 3 月 5 日 制定 平成 30 年 3 月 31 日 改訂 <u>平成 30 年 7 月 6 日 改訂</u></p>	<p>「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する<u>ものとして。</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 3 月 5 日 制定 平成 30 年 3 月 31 日 改訂</p>
---	---